

株式会社甲府キンダイサービス

次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2025（令和7）年4月1日～2030（令和12）年3月31日

2. 計画内容

目標1	育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知
-----	---

<対策>

- 2025（令和7）年4月～
 - ・社内会議等での公的制度の周知
 - ・主として小学生以下の子を持つ労働者の働き方に対するニーズの把握
- 2028（令和10）年4月～
 - ・主として小学生以下の子を持つ労働者の短時間勤務制度の確立

目標2	年次有給休暇の取得促進
-----	-------------

<対策>

- 2025（令和7）年4月～
 - ・年次有給休暇の取得が進まない部門と労働者の把握
 - ・欠員代替要員の育成と欠員に左右されない職場オペレーションの確立
- 2028（令和10）年4月～
 - ・年次有給休暇 平均取得率 70%

目標3	高校生等若年者に対するインターンシップ等の就業機会の提供
-----	------------------------------

<対策>

- 2025（令和7）年4月～
 - ・学校や学科を問わず幅広く若年者を受け入れ、当社や当業界に対する理解促進を積極的に実施
- 2028（令和10）年4月～
 - ・当社でインターンシップを経験した若年者を正社員として採用